

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	個人住民税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税事務
②事務の概要	<p>当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【賦課に関する事務】 個人住民税は、賦課期日（1月1日）時点において本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対して課税を行い、以下の事務により管理を行うものである。 ①課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市・府民税申告書等）を収集する。 ②課税資料の内容を基幹システムにデータ入力する。 ③課税資料から個人を特定した一意の番号で賦課期日現在の宛名情報と突合せする。 ④賦課期日現在本市内に住民登録がない者については、住民登録地を確認し、本市に課税権がないと判断された場合には、住民登録地に課税資料を回送する。 ⑤同一納税義務者に課税資料が複数提出されている場合は、合算内容を確認・修正する。 ⑥賦課決定を行い、税額決定通知書を出力する。 ⑦税額決定通知書を送付する。（特別徴収の場合は、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。） ⑧生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受付して減免を行う。 ⑨納税義務者から修正申告等がなされた場合には、課税情報を変更し、税額変更通知書を送付する。 ⑩特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し納税通知書を送付する。 ⑪未申告者への申告勧奨や申告内容の調査を行う。</p> <p>【税収納・納税管理に関する事務】 ①納税情報を管理する。 ②納期限を過ぎても完納されない場合は、納税者に督促状を送付する。 ③過納付・納入もしくは、誤納付・納入が生じた場合、還付・充当を行う。</p> <p>【証明に関する事務】 課税証明書、納税証明書の交付請求に基づき、課税状況・納付状況を確認し証明書を交付する。</p>
③システムの名称	①個人住民税システム（税総合システム） ②税宛名システム（税総合システム） ③収納管理システム（税総合システム） ④地方税ポータルシステム（eLTAXシステム） ⑤国税連携システム ⑥イメージ管理システム ⑦共通基盤システム（庁内連携システム） ⑧団体内統合宛名システム（宛名システム） ⑨中間サーバー ⑩住民基本台帳ネットワークシステム ⑪NTAXシステム ⑫電子申込システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税ファイル、(2)収納管理ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(別表第一の第16の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・23・26・27・28・29・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・85の2・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120・121の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12条・13条・14条・16条・19条・20条・21条・22条・22条の3・22条の4・23条・24条・24条の2・24条の3・25条・26条の3・27条・28条・31条・31条の2の2・31条の3・32条・33条・34条・35条・36条・37条・38条・39条・39条の2・40条・43条・43条の3・43条の4・44条・44条の5・45条・47条・49条・49条の2・51条・53条・54条・55条・58条・59条・59条の2の2・59条の2の3・59条の3・59条の4 <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課 ・ 税務管理課
②所属長の役職名	市民税課長 ・ 税務管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部 市民税課 (豊中市中桜塚3-1-1(第一庁舎2階) 電話:06-6858-2131)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	I-3 法令上の根拠	右の条項を追加	豊中市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条	事後	
平成28年6月17日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・16・19・20・21・22・23・25・28・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・47・49・50・51・53・54・55・58・59条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・38・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・85の2・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・16・19・20・21・22・23・24・25・28・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・47・49・50・51・53・54・55・58・59条	事前	
平成28年6月17日	I-5-② 所属長	市民税課：森山 幸雄 納税管理課：鈴木 勝之 税務企画課：山脇 正幸	市民税課：森山 幸雄 納税管理課：中積 崇 税務企画課：山脇 正幸	事後	
平成28年6月17日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	
平成28年6月17日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・38・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・85の2・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・16・19・20・21・22・23・24・25・28・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・47・49・50・51・53・54・55・58・59条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・38・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・85の2・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12条・13条・16条・19条・20条・21条・22条・22条の2・23条・24条・25条・26条の3・28条・31条・32条・33条・34条・35条・36条・37条・38条・39条・40条・43条・43条の3・44条・44条の2・45条・47条・49条・49条の2・50条・51条・53条・54条・55条・58条・59条・59条の2・59条の3	事後	
平成29年6月29日	I-5-① 部署	財務部 市民税課・納税管理課・税務企画課	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課	事後	
平成29年6月29日	I-5-② 所属長	市民税課：森山 幸雄 納税管理課：中積 崇 税務企画課：山脇 正幸	市民税課：森山 幸雄 納税管理課：中積 崇 市民課：向井 義博	事後	
平成29年6月29日	I-7 請求先	電話:06-6858-2653	電話:06-6858-2054	事後	
平成29年6月29日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	市民税課：森山 幸雄 納税管理課：中積 崇 市民課：向井 義博	市民税課：森山 幸雄 納税管理課：中積 崇 市民課：向井 義博 庄内出張所：岡本 淳子 新千里出張所：千葉 幸恵	事後	
平成30年6月28日	I-1-③ システムの名称	⑦汎用機税宛名システム(平成28年12月まで宛名整備用として使用) ⑧汎用機課税支援システム(平成28年12月まで使用)	左のシステムを削除し、以降の番号を繰り上げ	事後	
平成30年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	市民税課：森山 幸雄 納税管理課：中積 崇 市民課：向井 義博 庄内出張所：岡本 淳子 新千里出張所：千葉 幸恵	市民税課長・税務管理課長 市民課長・庄内出張所長・新千里出張所長	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	総務部 情報政策課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	評価書の様式改訂に伴い追加	事後	
令和1年6月28日	I-5-① 部署	財務部 市民税課・納税管理課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	財務部 市民税課・税務管理課・財政課 市民協働部 市民課・庄内出張所・新千里出張所	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	市民税課長・税務管理課長 市民課長・庄内出張所長・新千里出張所長	市民税課長・税務管理課長・財政課長 市民課長・庄内出張所長・新千里出張所長	事後	
令和1年6月28日	IV-2 特定個人情報の入手	記載なし	十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の使用 全項目	記載なし	十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	記載なし	十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-5 特定個人情報の提供・ 移転	記載なし	十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-6 情報提供ネットワーク システムとの接続 全項目	記載なし	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV-7 特定個人情報の保管・ 消去	記載なし	十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-8 監査	[]自己点検	[○]自己点検	事後	
令和1年6月28日	IV-9 従業者に対する教育・ 啓発	記載なし	十分に行っている	事後	
令和1年6月28日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第6号 別表第二の第1・2・3・4・ 6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・ 37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・ 65・66・67・70・71・74・80・84・85の2・87・91・92・ 94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・ 115・116・117・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12 条・13条・16条・19条・20条・21条・22条・22条の 2・23条・24条・25条・26条の3・28条・31条・32 条・33条・34条・35条・36条・37条・38条・39条・ 40条・43条・43条の3・44条・44条の2・45条・47 条・49条・49条の2・50条・51条・53条・54条・55 条・58条・59条・59条の2・59条の3	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・ 6・8・9・11・16・18・20・23・26・27・28・29・31・34・ 35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・ 62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・85の2・ 87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・ 113・114・115・116・119の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12 条・13条・14条・16条・19条・20条・21条・22条・ 22条の3・22条の4・23条・24条・24条の2・24条 の3・25条・26条の3・27条・28条・31条・31条の 2・31条の3・32条・33条・34条・35条・36条・37 条・38条・39条・40条・43条・43条の3・43条の4・ 44条・44条の2・45条・47条・49条・49条の2・50 条・51条・53条・54条・55条・58条・59条・59条の 2・59条の3	事後	
令和2年8月4日	I-1②事務の概要	納税証明書の交付請求に基づき、納付状況を 確認し証明書を交付する。	課税証明書、納税証明書の交付請求に基づ き、課税状況・納付状況を確認し証明書を交付 する。	事後	
令和2年8月4日	I-1-③	記載なし	①NTAXシステム	事後	
令和2年8月4日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・ 6・8・9・11・16・18・20・23・26・27・28・29・31・34・ 35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・ 62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・85の2・ 87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・ 113・114・115・116・119の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第1 条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12条・13 条・14条・16条・19条・20条・21条・22条・22条の 3・22条の4・23条・24条・24条の2・24条の3・25 条・26条の3・27条・28条・31条・31条の2・31条 の3・32条・33条・34条・35条・36条・37条・38条・ 39条・40条・43条・43条の3・43条の4・44条・44 条の2・45条・47条・49条・49条の2・50条・51条・ 53条・54条・55条・58条・59条・59条の2・59条の 3	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・ 6・8・9・11・16・18・20・23・26・27・28・29・31・34・ 35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・ 62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・85の2・ 87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・ 113・114・115・116・117・119・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第1 条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12条・13 条・14条・16条・19条・20条・21条・22条・22条の 3・22条の4・23条・24条・24条の2・24条の3・25 条・26条の3・27条・28条・31条・31条の2・31条 の3・32条・33条・34条・35条・36条・37条・38条・ 39条・40条・43条・43条の3・43条の4・44条・44 条の2・45条・47条・49条・49条の2・50条・51条・ 53条・54条・55条・58条・59条・59条の2・59条の 2の2・59条の3	事後	
令和2年8月4日	I-5-① 部署	財務部 市民税課・税務管理課・財政 課 市民協働部 市民課・庄内出張所・ 新千里出張所	財務部 市民税課・税務管理課・財政 課	事後	
令和2年8月4日	I-5-② 所属長の役職名	市民税課長・税務管理課長・財政課長 市民課長・庄内出張所長・新千里出張 所長	市民税課長・税務管理課長・財政課長	事後	
令和2年8月4日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年8月4日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基 づいて個人情報保護の対策を実施するととも に、これらの実効性を確保するため情報セキュ リティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改 ざん、不正アクセス等を防止するための様々な 対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを 保管している電子計算機室を所管する情報政 策課においては、国際標準規格に準拠した「情 報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を 構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基 づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和2年10月20日	I-1-③	右記を追加	⑫電子申込システム	事前	
令和3年6月30日	I-1-③	③税収納管理システム(税総合システム)	③収納管理システム(税総合システム)	事後	
令和3年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12 条・14条・16条・19条・20条・21条・22条・22条 の3・22条の4・23条・24条・24条の2・24条の3 ・25条・26条の3・27条・28条・31条・31条の2 ・31条の3・32条・33条・34条・35条・36条・37 条・38条・39条・40条・43条・43条の3・43条の4 ・44条・44条の2・45条・47条・49条・49条の2 ・50条・51条・53条・54条・55条・58条・59条 ・59条の2・59条の3	1. 情報提供の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12 条・13条・14条・16条・19条・20条・21条・22条 ・22条の3・22条の4・23条・24条・24条の2・24 条の3・25条・26条の3・27条・28条・31条・31 条の2・31条の3・32条・33条・34条・35条・36 条・37条・38条・39条・40条・43条・43条の3・43 条の4・44条・44条の2・45条・47条・49条・49 条の2・50条・51条・53条・54条・55条・58条 ・59条・59条の2・59条の3	事後	
令和3年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	IV 8. 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月21日	I-4-② 法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・23・26・27・28・29・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・85の2・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・119・120の項</p> <p>・番号法第19条第8号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12条・13条・14条・16条・19条・20条・21条・22条・22条の3・22条の4・23条・24条・24条の2・24条の3・25条・26条の3・27条・28条・31条・31条の2・31条の3・32条・33条・34条・35条・36条・37条・38条・39条・40条・43条・43条の3・43条の4・44条・44条の2・45条・47条・49条・49条の2・50条・51条・53条・54条・55条・58条・59条・59条の2・59条の2の2・59条の2の3・59条の3</p> <p>2. 情報照会の根拠</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・23・26・27・28・29・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・85の2・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・119・120の項</p> <p>・番号法第19条第9号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12条・13条・14条・16条・19条・20条・21条・22条・22条の3・22条の4・23条・24条・24条の2・24条の3・25条・26条の3・27条・28条・31条・31条の2・31条の3・32条・33条・34条・35条・36条・37条・38条・39条・39条の2・40条・43条・43条の3・43条の4・44条・44条の2・45条・47条・49条・49条の2・50条・51条・53条・54条・55条・58条・59条・59条の2・59条の2の2・59条の2の3・59条の3</p> <p>2. 情報照会の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の第27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>	事後	
令和4年12月16日	I-4-② 法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・23・26・27・28・29・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・85の2・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・119・120の項</p> <p>・番号法第19条第9号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12条・13条・14条・16条・19条・20条・21条・22条・22条の3・22条の4・23条・24条・24条の2・24条の3・25条・26条の3・27条・28条・31条・31条の2・31条の3・32条・33条・34条・35条・36条・37条・38条・39条・39条の2・40条・43条・43条の3・43条の4・44条・44条の2・45条・47条・49条・49条の2・50条・51条・53条・54条・55条・58条・59条・59条の2・59条の2の2・59条の2の3・59条の3</p> <p>2. 情報照会の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の第27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・20・23・26・27・28・29・31・34・35・37・38・39・40・42・48・53・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・85の2・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120・121の項</p> <p>・番号法第19条第9号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・6条・7条・8条・10条・12条・13条・14条・16条・19条・20条・21条・22条・22条の3・22条の4・23条・24条・24条の2・24条の3・25条・26条の3・27条・28条・31条・31条の2・31条の3・32条・33条・34条・35条・36条・37条・38条・39条・39条の2・40条・43条・43条の3・43条の4・44条・44条の2・45条・47条・49条・49条の2・50条・51条・53条・54条・55条・58条・59条・59条の2の2・59条の2の3・59条の3・59条の4</p> <p>2. 情報照会の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の第27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>	事後	
令和4年12月16日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年12月16日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年9月8日	I-5-①部署	財政課	削除	事後	
令和5年9月8日	I-5-②所属長の役職名	財政課長	削除	事後	